

武豊町広告掲載要綱

(趣旨)

第1条 この要綱は、武豊町が保有する公有財産、物品、印刷物等(以下「町有資産」という。)を民間事業者等の広告を掲載又は掲出する媒体(以下「広告媒体」という。)として活用することに関し、必要な事項を定めるものとする。

(広告掲載の目的)

第2条 町有資産への広告の掲載(以下「広告掲載」という。)は、新たな財源の確保を図り、町民サービスを向上するとともに、地域経済の活性化を図ることを目的とする。

(広告媒体の種類)

第3条 広告媒体としての町有資産は、次に掲げるものとする。

- (1) 武豊町ホームページ
- (2) 広報たけとよ
- (3) 武豊町コミュニティバス
- (4) 公用車
- (5) 公共施設の壁面等
- (6) 武豊町ごみ指定袋
- (7) その他広告媒体として町長が適当と認める町有資産

(広告掲載の基本的な考え方)

第4条 広告媒体に掲載する広告は、社会的に信用度の高い情報でなければならないため、広告内容及び表現は、それにふさわしい信用性と信頼性を持てるものでなければならない。

2 次の各号のいずれかに該当するものは、広告掲載の対象としないものとする。

- (1) 法令等に違反するもの又はそのおそれがあるもの
- (2) 公の秩序若しくは善良の風俗に反するもの又はそのおそれがあるもの
- (3) 基本的人権を侵害するもの又はそのおそれがあるもの
- (4) 政治性又は宗教性があるもの
- (5) 社会問題についての主義主張
- (6) 個人又は法人の名刺広告

- (7) 内容又は責任の所在が不明確なもの
- (8) 虚偽の内容若しくは事実と異なる内容を含むもの又は事実を誤認するおそれがあるもの等、消費者被害の未然防止及び拡大防止の観点から適切でないもの
- (9) 青少年の保護及び健全育成の観点から適切でないもの
- (10) その他町長が町有資産の性質等に照らし広告を掲載することが適当でないと認めるもの

3 広告掲載に係る業種及び事業者、前項に規定する広告の内容その他の広告掲載に係る基準は、別に定める。

(広告の規格、掲載料、位置、枠数、及び期間)

第5条 広告の規格、掲載料、位置、枠数、及び期間は広告媒体ごとに別に定める。

(掲載希望者の募集)

第6条 広告の掲載を希望するもの(以下「掲載希望者」という。)の募集は、広報たけとよ及び武豊町ホームページ等で募集するものとする。

(広告掲載の申込み)

第7条 掲載希望者は、広告掲載の2か月前までに、広告掲載申込書(様式第1号)に原稿案及び町外の掲載希望者にあつては市区町村民税(個人・法人)の納税証明書を添えて町長に申込まなければならない。

(広告掲載の決定)

第8条 町長は、前条により広告掲載の申込みがあつたときは、第4条の規定に基づき、第18条に規定する武豊町広告審査会による審査を経て広告掲載の可否を決定する。

2 前項において、掲載希望者の数が募集した枠数を超えるとき又は同一の枠に2以上の申込みがあつた場合は、公開抽選により決定する。ただし、掲載希望期間に差がある場合は、長いものを優先する。

3 町長は、前項により広告掲載の可否を決定したときは、広告掲載決定通知書(様式第2号)により通知する。

(契約の締結)

第9条 広告掲載を決定したときは、広告掲載の決定を受けた者（以下「広告主」という。）は、双方で契約書を取り交わさなければならない。ただし、当該決定した広告掲載にかかる掲載料が100万円を超えない場合にあつては、広告主が広告掲載承諾書（様式第3号）を提出することにより、これに代えることができる。

（変更届等）

第10条 前条の規定によりは、広告主は広告掲載の許可を受けた期間において広告の内容を変更しようとするときは、変更した広告を掲載しようとする1か月前までに、広告掲載変更申請書（様式第4号）に変更しようとする原稿案を添えて、町長に提出しなければならない。

2 町長は、前項の申請書が提出されたときは、その内容を審査し、広告掲載変更決定通知書（様式第5号）により通知する。

（掲載料の納付）

第11条 第9条の規定により広告主は、広告掲載料を町長が指定する期日までに、一括して納付しなければならない。

（物品の受入れ）

第12条 町長は、適当と認めるときは、広告が掲載された物品を受け入れることができる。

（広告掲載の付記事項等）

第13条 広告掲載に当たっては、原則として、民間事業者等の広告欄であることを明示するとともに、必要に応じ、広告の内容に関する責任の帰属に関すること、その他必要な事項を注記するものとする。

（広告主の責務）

第14条 広告主は、広告内容等掲載された広告に関する一切の責任を負うものとする。

2 広告主は、町長が指定する期日までに広告物を作成し、町長が指定する場所に掲載するものとする。

3 広告制作費用等については、広告主の負担とする。

4 広告主は、広告期間終了日までに当該広告を撤去又は回収し、

原状回復する。

- 5 広告主は、広告物の破損等した場合において、その修復に要する経費は広告主の負担とし、町に損害賠償を求めることはできないものとする。
- 6 広告主は、広告掲載により第三者に損害を与えた場合は、広告主の責任及び負担において解決するものとする。
- 7 第三者から、苦情その他広告の内容等に関連して被害を被ったという請求がなされた場合は、広告主の責任及び負担において解決するものとする。
- 8 広告主は、掲載する広告が愛知県屋外広告物条例（昭和39年愛知県条例第56号）の規定により許可を受ける必要がある場合は、広告主の責任及び負担において許可を受けるものとする。

（広告掲載の取下げ）

- 第15条 広告主は、自己の都合により広告の掲載を取下げようとするときは、1か月前までに広告掲載取下げ申出書（様式第6号）により町長に申し出なければならない。

（広告掲載の取消し）

- 第16条 町長は、次の各号のいずれかに該当するときは、広告掲載期間中であっても、広告掲載を取り消すことができる。この場合において、広告主に損害が発生しても、武豊町はその賠償の責めを負わないものとする。また、納付済みの広告掲載料は返還しない。

- (1) 広告主が武豊町の信用を失墜し、業務を妨害し、又は事務を停滞させるような行為を行ったとき。
- (2) 広告主が社会的信用を著しく損なうような不祥事を起こしたとき。
- (3) 広告主が指定する期日までに広告掲載料を納付しなかったとき。
- (4) 広告主が指定する期日までに広告原稿を提出しなかったとき。
- (5) 広告主が第4条3項に定める制限業種その他広告を掲載し

ないこととする事由に該当するに至ったとき。

(6) その他広告掲載が適当でない町長が認める事由が生じたとき。

2 町長は前項の規定により広告の掲載を取り消したときは、広告掲載取消決定通知書（様式第7号）により通知するものとする。

（掲載料の返還）

第17条 町長は、広告主の責めに帰すべき事由以外の事由で広告が掲載できなかつた場合は、納付済みの広告掲載料を次の各号に掲げる区分に従い、当該各号に定める額を広告主に返還する。

(1) 広告掲載開始前においては、既納の広告掲載料を還付する。

(2) 広告掲載開始後においては、広告掲載できなかつた期間に応じ、広告掲載料を還付する。この場合において、還付する額は、1日当たりの広告掲載料の額（納入すべき広告掲載料を広告掲載の日数で除した額とする。）に広告掲載できなかつた日数を乗じて得た額（その額に1円未満の端数があるときは、これを切り捨てた額）とする。

2 前項の規定により返還する広告掲載料には、利子を付さない。

3 第1項の掲載料の還付を受けようとする者は、広告掲載料還付請求書（様式第8号）により町長に請求しなければならない。

（審査機関）

第18条 広告媒体に掲載する広告について審査等を実施し、助言を行うため、武豊町広告審査会（以下「審査会」という。）を置く。

2 審査会の事務は、次のとおりとする。

(1) 広告内容の審査

(2) 広告掲載を希望する者及びその業種の審査

(3) ネーミングライツ事業について付議された事項に関する審査

(4) 前3号に掲げるもののほか、広告掲載についての必要な事項の審査

3 審査会の委員長は企画政策課長をもって充て、委員は総務課長、収納課長、産業課長、都市計画課長及び生涯学習課長をもって充てる。

4 委員長は、会務を総理する。

5 委員長に事故あるとき又は委員長が欠けたときは、あらかじめ委員長の指名する委員がその職務を代理する。

(会議)

第19条 審査会の会議は、委員長が必要と認めたときに、委員長が招集する。

2 審査会の会議は、委員の過半数が出席しなければ開くことができない。

3 審査会の議事は、出席委員の過半数で決し、可否同数のときは委員長の決するところによる。

4 委員長は、広告を掲載するそれぞれの広告媒体を所管する課等の長を審査会に出席させ、その意見又は説明を求めることができる。

5 委員長は、必要があると認めたときは、審査会の会議に関係者の出席を求め、その意見又は説明を聴くことができる。

(庶務)

第20条 審査会の庶務は、企画政策課において処理する。

(委任)

第21条 この要綱に定めるもののほか、必要な事項は、町長が定める。

附 則

この要綱は、平成21年6月1日から施行する。

附 則

この要綱は、平成23年4月1日から施行する。

附 則

この要綱は、平成25年4月1日から施行する。

附 則

この要綱は、平成30年1月1日から施行する。

附 則

この要綱は、令和 2 年 6 月 1 日から施行する。

附 則

この要綱は、令和 3 年 4 月 1 日から施行する。

附 則

この要綱は、令和 4 年 1 月 1 日から施行する。